

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 未払の青色事業専従者給与

Q: 青色事業専従者に対する給与で未払のものも必要経費に算入できますか。

A: 青色事業専従者給与は、原則的には現実に給与を支給したものでなければ、必要経費に算入されません。

#### 【解説】

事業を営む青色申告者と生計を一にする親族(ただし、15歳未満の者は除かれます)で、その事業にもっぱら従事する者を「青色事業専従者」といい、この者に支給した給与については、その仕事の内容や従事の程度などから見て、労務の対価として相当である金額に限り必要経費となります。

このように、青色事業専従者給与は、青色事業専従者がその事業から実際に給与を受けた場合に限り認められることになっていますが、資金繰りの関係で、たまたま、支給期に支払うことができなかった場合など、未払になったことについて相当の理由があり、しかも、帳簿に明瞭に記載され、短期間に現実に支払われるものであれば、一時的に未払の状態であったとしても、必要経費に算入できます。

したがって、長期未払給与が累積していくような場合や相当期間未払のまま放置されているような場合のように、現実に支払の事実がないと認められるような場合には、必要経費に算入できないことになります。

